

始良市危険木伐採等事業補助金について

始良市危険木伐採等事業補助金とは、始良市が管理する道路、河川及び水路において、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木の伐採及び除去を行う方に補助金を交付する制度です。

1. 補助金の概要

① 危険木について

危険木とは、立木で、始良市が管理する道路、河川又は水路に被害を与えるおそれがあるものです。次のア～ウのすべてに該当する危険木を伐採、除去した場合、補助金の対象となります。

- ア 道路、河川又は水路に隣接する土地にあるもので、かつ、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある、道路、河川又は水路に被害を与えるおそれがあるもの
- イ 胸高直径20センチメートル以上かつ高さ5メートル以上であるもの
※胸高直径とは：立木に人間が並んで立った時に、人の胸の位置に当たる樹幹の部分を「胸高」といい、その直径を「胸高直径」といいます。
- ウ 高度な技術又は高所作業車等の特殊機器が必要であるため、所有者自ら行うことが困難であり、専門事業者でなければ伐採等ができないもの

② 対象者について

次のア～ウのすべてに該当する方が、補助金の対象者となります。

- ア 危険木がある土地を所有し、占有し、又は管理する方
- イ 市税等の滞納がない方
- ウ 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第1号及び第2号に該当しない方

③ 補助金について

補助金の額は、危険木の伐採や除去に要した経費の2分の1以内で、上限は20万円です。（予算の範囲内での補助金交付となります）

2. 申請書類について

補助金の申請は、伐採等を実施する前に行う必要があります。補助金の対象になるか、申請前に土木課管理係までご相談ください。また、提出書類の書式は、始良市ホームページ上に掲載していますので、ご確認ください。

【申請から補助金交付までの必要書類・注意点】

① 交付申請書の作成・提出

【提出書類】 交付申請書、位置図、事業計画書、収支予算書、事業実施前の写真、伐採等に要する経費の見積書、誓約書、通帳の写し、その他

【窓口にて掲示が必要な書類】 「個人番号（マイナンバー）カード」又は「通知カード」

※事業計画書、収支予算書については、事業者が作成したものを使用することができます。

※通帳の写しは、申請者本人名義のもので、フリガナ・口座番号が分かる箇所をご提出ください。

※「通知カード」をご持参の場合は、別途本人確認書類が必要となります。詳しくは、土木課管理係までお問い合わせください。

② 実績報告書の作成・提出

【提出書類】 実績報告書、収支精算書、事業出来高調書、事業開始から完了までの過程がわかる写真（複数枚）、伐採等に要した経費の領収書、その他

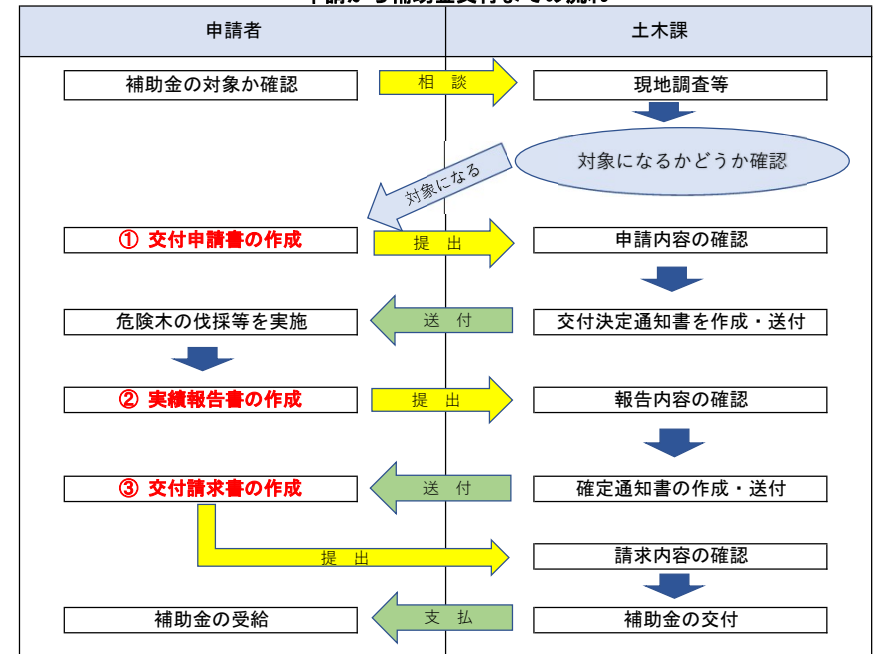
※収支精算書、事業出来高調書については、事業者が作成したものを使用することができます。

③ 交付請求書の作成・提出

【提出書類】 交付請求書、確定通知書（市の文書）の写し

※請求書には、事前に提出した通帳と同一口座を記載してください。

申請から補助金交付までの流れ



※交付決定後に**事業内容の変更**または**事業の中止・廃止等**をする場合は、別途申請書の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

（問い合わせ先）
始良市役所建設部
土木課管理係
TEL0995-66-3111（内線174）